

奈義町選管告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項に規定する投票区の一部について、次のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 1 日

奈義町選挙管理委員会

委員長 松原良美



・投票区の変更

投票区名	変更後	変更前
第 1 投票区	上町川、新吉野、滝本、荒内西、中島西	荒内西、中島西、中島東
第 2 投票区	中島東、広岡、柿、久常、豊沢、宮内、成松	広岡、柿、久常、豊沢、宮内、成松
第 3 投票区	西原、皆木、行方、高円、関本、小坂、馬桑	行方、高円、関本
第 4 投票区	廃止	西原、皆木
第 5 投票区	廃止	小坂、馬桑
第 6 投票区	廃止	上町川、新吉野、滝本